

令和元年11月20日判決言渡 同日判決原本領收 裁判所書記官
令和元年(ネ)第3082号 第三者異議控訴事件(原審・東京地方裁判所平成30年(ワ)第15112号)
口頭弁論終結日 令和元年10月9日

5

判 決

控 訴 人

(以下「第1審原告」という。)

訴訟代理人弁護士

五十部 紀 英

10

同

金 岡 紗 矢 香

被 控 訴 人

(以下「第1審被告」という。)

代表者取締役

荒 井 哲 朗

15

訴訟代理人弁護士

津 田 顕 一 郎

同

主 文

20

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 本件につき、当裁判所が令和元年7月2日にした強制執行停止決定(令和元年(ウ)第858号)は、これを取り消す。
- 3 控訴費用は第1審原告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

25

- 1 原判決を取り消す。
- 2 第1審被告が[A]に対する東京地方裁判所平成29年(ワ)第2650

2号の執行文の付された判決正本に基づいてした原判決別紙債権目録記載の債権の差押えは、これを許さない。

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

1 第1審被告は、第1審原告の息子である[A]に対し、債務名義として2億6
5 450万円の支払を命ずる別件判決を有していた。第1審被告は、その債務名
義に基づく強制執行として、[A]名義の原判決別紙債権目録記載の各預金債権
（本件各預金。被差押金額合計1287万0542円）を含む各債権を差し押
えた（本件差押え）。

10 第1審原告は、本件各預金は[A]名義であるものの、真実は第1審原告に帰
属するものであると主張し、本件各預金の差押えの不許を求めて本件訴訟を提
起した。

2 原判決は、本件各預金が第1審原告に帰属するものとは認められないと判断
し、第1審原告の請求を棄却した。第1審原告は、これを不服として控訴した。

3 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり原
15 判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の1から3までに記
載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 2頁10行目の「原告」を「第1審被告」に改める。

(2) 2頁13行目の末尾に「別件判決は、その後控訴されることなく確定した
（証人[A]6～7頁）。」を加える。

20 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、第1審原告の請求は理由がないものと判断する。その理由は、
当裁判所の補足的判断を後記2のとおり加えるほかは、原判決「事実及び理由」
中の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当裁判所の補足的判断

25 (1) 預金債権の帰属は、普通預金・定期預金を問わず、預金原資の出捐関係、
口座開設者、出捐者の口座開設者に対する委任内容、預金口座名義、預金通

帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案した上で、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から認定判断するのが相当である。そして、自らを預金口座の名義人としたという事実は、通常は、その名義人たる者が自己の預金とする意思を有していたことを強く推認させる重要な間接事実である。したがって、本件各預金がいずれも A 名義であることは、当該預金債権が A に帰属することを強く推認させるものであり、それにもかかわらず第1審原告に帰属するというのであれば、相応の事情が必要である。

(2) 本件各みずほ預金については、各口座を開設した平成8年1月9日当時、
A はまだ6歳であった（甲19、弁論の全趣旨）。平成8年の時点においては、本件各みずほ預金の口座開設者及び開設時の出捐者、並びに開設後当面の通帳及び届出印の管理者は、いずれも第1審原告であったと考えられる。

しかしながら、本件においては、これらの事実をもってしても、本件各みずほ預金が第1審原告に帰属するものであると認めることはできない。なぜなら、本件みずほ普通預金の取引履歴（甲14）によれば、平成20年4月30日時点（A は18歳）では預金残高が6万4261円しかなかったが、その後、多いときで数十万円単位の入金が複数回（うち1回は100万円）にわたり行われた結果、平成27年8月19日時点では預金残高が996万7130円に達したこと、本件差押えがされた平成30年4月25日時点ではやや減少していたものの868万7966円の預金残高が存在していたことが認められる。しかるに、前記認定事実によれば（原判決第3の1(1)・4頁参照）、第1審原告は B との婚姻期間中（昭和63年10月8日から平成29年6月26日まで）、稼働しておらず、B と別居する平成27年4月までは B から月額20万円の生活費の支払を受けていたが、同年5月以来は少額の支払しか受けていなかったというのであるから、上記預金の出

捐者が第1審原告であったとは考えにくい。一方で、[A]は平成18年頃から会社を経営するようになり、その後年収1000万円程度まで収入が増加するなどしていたから、上記預金の出捐者となるに十分な資力を有していたといえる。そうすると、本件みずほ普通預金の預金残高の出捐者は[A]であり、同預金は[A]に帰属するものであることが推認される。なお、本件みずほ定期預金については、その取引履歴（甲15）を見ても分かることおり、本件みずほ普通預金からの毎月1万円の積立てにより形成されているものであるから、本件みずほ普通預金の帰属と連動して判断されるべきものである。

以上によれば、本件各みずほ預金の口座開設当時（平成8年）は、母親である第1審原告が手続を行ったものであるとしても、口座開設当時の第1審原告は、息子である[A]を預金者とする意思で、[A]の代理人として[A]名義の預金契約を締結したものと認めるのが相当である。そして、[A]が自ら預金を管理できる年齢に達して以降（遅くとも各口座の取引履歴が残存する平成20年以降）は、[A]自身の収入を原資として入金するなど、口座名義人である[A]が本件各みずほ預金を自己の預金として管理していたというべきである。

(3) なお、本件みずほ普通預金の取引履歴（甲14）によれば、平成20年以降、「[REDACTED]」名義の、概ね1回当たり10万円から50万円程度の金額を中心とする振込みが、合計30回にわたり行われていることが認められ、この事実は第1審原告が預金残高の一部を出捐したことを推認させるという意味で、当該預金が第1審原告に帰属するものであることを一応うかがわせるものではある。

しかしながら、仮に第1審原告が当該預金に係る通帳やキャッシュカードを管理していたのであれば、なぜこれらを用いて預金者本人名義で入金せずに、口座名義人以外の名義による振込みの形で入金したのかが不明である。

5

10

15

20

25

第1審原告は、振込手数料が無料であるあおぞら銀行からの振込みであったと説明するが（第1審原告の令和元年9月20日付け控訴準備書面1参照），その裏付けとなる証拠はない。また、前記認定のとおり、本件みずほ普通預金の口座には、当時の第1審原告の資力と釣り合わないほどの多額の入金がある上、生活費を出し入れする口座にしては出金の回数が極端に少ないなど（原判決第3の2(2)・11頁参照），第1審原告に帰属する預金であるとするには不自然な点が多い。本件における認定事実によつても、「[REDACTED]」名義の振込入金が第1審原告の生活費として費消されたことはうががわれず、第1審原告に貯蓄に回す余裕資金があつたこともうかがわれない。したがつて、「[REDACTED]」名義の振込入金の事実から本件みずほ普通預金の真実の預金者が第1審原告であるという事実を推認することは困難である。

そうすると、本件各みずほ預金は、その古い取引履歴の一部に解明不十分な点がわざかながら残るもの、基本的には[A]に帰属する預金であるといえる。

(4) 以上によれば、本件各預金が第1審原告に帰属すると認めるに足りる証拠はないというべきである。

第4 結論

よつて、第1審原告の請求を棄却した原審の判断は正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却するとともに、強制執行停止決定を取り消すこととして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官

野山宏

野 山 宏

東京高等裁判所

裁判官

原 克也



原

克 也

5

裁判官

池田知子



池

田

知

子

東京高等裁判所

これは正本である。

令和元年11月20日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 永井紀子

